

第2回 葛飾区教育振興基本計画策定検討委員会会議録

1 日時 平成24年10月30日 午後2時から午後4時

2 会場 葛飾区役所701・702会議室

3 出席者

		氏名	出欠
教育振興基本計画策定検討委員	学識経験者	小林福太郎 (委員長)	出席
		朝岡幸彦 (副委員長)	出席
		沢崎俊之	出席
		壺内明	出席
	関係団体代表者	金木多加志	出席
		金子昌男	出席
		大谷隆興	出席
		町山芳夫	出席
		小川正春	出席
		丸山均	出席
		腰塚幸男	出席
		大島英樹	欠席
		酒井榮一	出席
		長田宏	出席
		八木信子	出席
		石川雄一	出席
	公募委員	佐々木定治	出席
		鈴木奈保美	出席
		森健	出席
	学校関係者	渡邊正弘	欠席
殿村靖廣		欠席	
竹浪隆良		欠席	
区職員	濱中輝	出席	
	坂田祐次	出席	

4 開会

○教育計画推進担当課長 ただいまから葛飾区教育振興基本計画策定検討委員会の第2回を開会いたします。

本葛飾区教育基本計画策定検討委員会委員長として、前回ご承認をいただきました小林委員長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

○委員長 ただいまご紹介いただきました小林でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

まず、第1回目この大切な会議に欠席をさせていただきましたことを、おわびを申し上げます。第1回目につきましては、委員の皆様、さらには事務局の皆様で滞りなく会をお進めいただきましたことに、御礼を申し上げます。

ご挨拶をとということでございますので、私からこの委員会に改めて臨むに当たりまして、簡単にお話をさせていただきたいと思っております。

この教育振興基本計画につきましては、もう十分ご案内のとおり、制定から59年たって改正された新しい教育基本法からの流れがございます。葛飾の子どもたちのために、今後どのような教育を実践していくか、そういう意味では非常に意義のある計画であるというふうに考えております。

策定するに当たって、私なりに三つの視点を大切にしようと考えております。第1点は、教育というと、広く学校教育、生涯学習とあります。けれども、とりわけ葛飾区の未来を担う子どもたちのために、この計画があり、さらには、それがもちろん区民のためにあるのだということでございますが、常にこの計画が、初めに子どもありきという精神を貫くということが大事ではないかと思っております。

2点目は、いかに葛飾としての特色を出すかということに心がけたいと思っております。教育は義務教育その他、国民に対して均等な力をつけていくということが非常に大事なことですけれども、今日のこの発展した、成熟した社会の中では、もう基礎的な力を一律に育むことは当然のことでありまして、さらにそれぞれの個性、能力に応じて、一人一人の力をどのように伸ばしていくか。そういう視点では、特色ある教育活動をいかに推進していくかということが問われているかと思っております。とりわけ葛飾ならではの計画というものができるいけば、ありがたいなというふうに考えているところでございます。

第3点目としては、これは一般論ではございますけれども、こういった計画をつくりますと、しばしば計画だけができて、お題目のような形になってしまっていて、形だけ、そして実態は従来と変わらないというようなことがよくあります。できる限り生きて働く基本計画であるように、その意味では魅力のある計画ができればいいなというふ

うに考えております。

以上、初めに子どもありき、そして、特色ある計画、さらには生きて働くもの、こういった3点を心がけ、進めていければ、大変ありがたいと思っております。私は単なるまとめ役でございますので、ここにお集まりの委員の方々のお一人お一人のお立場からのご意見を、ざっくばらんにお出しいただき、そして、事務局の方々のお力添えをいただき、進めてまいりたいと思います。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○教育計画推進担当課長 それでは、以降の議事進行につきましては、小林委員長にお願いいたします。

○委員長 では、本日の次第に沿って議事を進行してまいりたいと思います。その前に事務局より幾つかお話があると聞いておりますので、よろしくお願いをいたします。

○教育計画推進担当課長 まず10月5日付で葛飾区教育長の任命が行われましたので、ご紹介をいたします。塩澤教育長でございます。

○教育長 ただいまご紹介いただきました、教育長になりました塩澤雄一でございます。このたびは教育振興基本計画策定検討委員会の委員をお引き受けいただき、本当にありがとうございました。どうぞよろしくお願いをいたします。

今、委員長のほうからも話がありましたように、この基本計画は教育基本法に基づいて、まさに教育委員会の教育目標をどう具現化するかということの具体的な策を考えていただくという会でございます。そういう中で、これから約1年かけて、10回、会を持っていただく中で、新しい葛飾区の基本計画を皆様でご検討いただくということになります。

葛飾区では、平成15年に第1次の基本計画(教育振興ビジョン)ができて、20年に第2次ができ、今回は第3次ということになります。私も最初ですので、この機会に私が考えていることを少しお話させていただきます。

委員長から話がありましたように、まさに子どもありき、区民ありきというところは、私も全く同感であります。今、さまざまな教育委員会、葛飾だけではなくて、いろいろなところで新しい施策がどんどん打ち出されていますが、学校教育分野で言えば、子どもがあつて、そのために学校がある。学校のために教育委員会がある。本来はこういう図式だと思うのですが、どうもこれが逆転しているようなところも散見します。私どもは、まさに子どもがいて学校がある、そのために教育委員会があるんだというようなことを基本的に考えていきたいと思っております。

それと、今、子どもの学力というようなことが盛んに言われていますが、私は学力

よりも子どもたちが自信を失っている。葛飾の子どもであるということの自信や誇りを持たせたいというのが、私の一番の願いであります。それは日本の子どもの学力は決して低くないのです、世界の子どもたちに比べて。下がった、下がったといっても、いまだに世界の上位にいるわけです。

ところが、日本の子どもの一番の問題点は、いろいろな国の子どもたちに「君は勉強ができますか」「勉強が自分でできると思いますか」と質問されたときに、日本の子どもは、先進国の中で、「いや、僕は勉強ができない。僕は自信がない」と答える子どもが非常に多いと。私はこの辺が一番の問題だなと思っています。もっともっと子どもを認めてやって、自分は葛飾の子なんだ、日本の子どもなんだという自信や誇りを取り戻してやりたいというのが、一番、私の願っているところです。

まさにこの委員会で、これからいろいろと施策をご検討いただくわけですが、そういうことが生かしていただけたらなと思っています。それと、今回は学校教育分野と生涯学習分野が、今までは別々の冊子で組み立てていたのを一つにまとめるということで、まさにお互いの良いところを取り入れたり、連携したり、関連づけたりできるところは、積極的に関連づけていくということで、新たな葛飾区の計画をつくっていただけたらなという願いもございます。

長い期間になりますが、どうぞご協力いただいて、私どもの葛飾の教育のためにご尽力いただければと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

○教育計画推進担当課長 本日の欠席の方について、お知らせいたします。本日の欠席者は、大島委員、渡邊委員、殿村委員、竹浪委員の4名の方々でございます。

また、本日の傍聴希望者は2名いらっしゃいます。

続きまして、本日の資料の確認を一応させていただきます。

(配布資料確認)

○委員長 それでは、検討委員会の会議運営につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○教育計画推進担当課長 前回、会議運営要領の会議公開に関する規定につきまして、ご意見をいただきましたので、事務局として修正案を作成しました。

資料1の一番下の(傍聴席に入ることができない者)、「第6条 会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者は傍聴席に入ることができない。」、こちらのところが新しく取りまとめさせていただいたものでございます。

前回の案では、棒などの危険な物の持ち込みを禁止するなど、いろいろ具体的な規

制を書いてございましたが、委員さんからのご提案によりまして、簡潔にというお話をいただきまして、それを受けまして変更させていただいたものでございます。

説明は以上になります。

○委員長 今の事務局の説明について、何かご意見がございますか。

ないようでございますので、事務局からのとおりに、この会議の運営を進めたいと思います。よろしく願いいたします。

では、次に「教育をめぐる近年の動向および主な課題について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

○教育計画推進担当課長 教育をめぐる近年の動向および主な課題につきましては、今後、教育振興基本計画の策定に当たりまして、委員の皆様の共通理解を得るために、学校教育に関する部分を小林委員長に、社会教育分野に関する部分を朝岡副委員長よりお話をお願いしたく考えてございます。それぞれ15分程度で、よろしく願いしたいと思います。その後、グループ討議を行うということで、その前に5分程度の休憩をとりたいと考えております。まず小林委員長からよろしく願いしたいと思います。

○委員長 私のほうから学校教育と状況、近年の動向と主な課題を15分で全てを語るというのは、なかなか難しゅうございますが、パワーポイントを使いながら、その主なもの、特にこの委員会を進めていく上で、こういうところを押さえておけばというところを中心に、お話を進めたいと思っております。

学校教育の場合には、文部科学大臣が告示する、学習指導要領に基づいて教育をするということでございます。

この学習指導要領のポイントですが、今回、文部科学省は保護者向けに四つの大きな柱を挙げております。

一つは、「子どもたちの『生きる力』を育みます」ということを、提示しております。2点目は、「学校で学ぶ内容が充実します」。今まで充実していなかったのかというと、そういうことではないのですけれども、特に社会の変化に対応して充実します。そして、「授業の時間数が増加します」。これにつきましては、これまで特に、もう20年来、授業時数はいわゆるゆとりという名のもとに、減り続けてきたのですが、今回、久しぶりに増加に転じたというような状況です。後ほどもう少し詳しくお話をいたします。そして、「学校・家庭・地域の連携・協力が必要です」という、この4点は、文部科学省が作成している保護者向けのリーフレットから、この場にご提示をさせていただいております。

さて、一言でこの学習指導要領は、キーワードとしては「生きる力」というような

ことで言いあらわされております。そして、この学習指導要領につきましては、小学校は昨年度から、中学校は今年度から、高等学校は来年度からということで、順次、1年ずつずれて、完全実施ということで、新たに入った1年生からスタートをしていくということでございます。

今、お話しした、この4点につきまして、詳しくお話をいたします。「生きる力」と言うと、非常に何かわかったような、わからないような言い方ということなのですが、これは文部科学省のリーフレットからお示したのですが、生きる力は、確かな学力と豊かな人間性と健康・体力と、この三つの視点から成り立っていますよと。

ただ、これはよくよく考えてみますと、もう委員の皆様方、お気づきだと思うのですが、いわゆるこれは従来でいう知・徳・体の「知」に当たるもの。そして、これは知・徳・体の「徳」。そして、こちらのほうは「体」。いわゆるバランスのよい人間、偏りのない人間。人間がよりよく生きていくためには、知識だけではなく、豊かな心も、そして健康な体も必要だよということで、表現こそ違え、一貫して今まで言い続けられてきた知・徳・体をしっかりと育てていきたいと思います。前回の平成10年版の学習指導要領から、この「生きる力」は非常に強く文部科学省では推奨しているキーワードということでございます。

次に、先ほどの2番目ですね。学ぶ内容の充実ということなのですが、最近言われていることに、言語活動ということが挙げられております。この言語活動、お近くの小学校や中学校に行きますと、その学校の研究テーマを言語活動にしているという学校も多いかもしれません。ちょっと乱暴な言い方かもしれませんが、私なりに皆様方にわかりやすくお伝えするならば、いわばコミュニケーション能力を高めるための力をつけていきたいと思います。ですから、いわゆる言語活動というと、何かを書くとかしゃべるとか、そういったものだけに特化しそうですけれども、もっと人と人とがまじり合う、そのときにいろいろ伝え合う、そういったものの一つのツールとして大切なことなのですよと。

ただ、人間にはいろいろな特性がありますので、書くことが得意な子、話すことが得意な子、いろいろあります。総合的にコミュニケーション能力を高めるという意味で、言語活動の充実というのが盛んに今言われているところです。

そのほか、理数教育の充実であるとか、道徳教育の充実であるとか、体験活動の充実であるとか、伝統や文化に関する教育の充実、特にこのあたりが挙がってきたのは、今回の新しい教育基本法で、こういったことも強調されている一つの流れではないかというふうに考えます。さらに先ほどのコミュニケーション能力の重要性の延長として、小学校段階における外国語活動の導入などもございます。これは中学校の英語科

の単純な先取りというわけではございません。活動として主たる狙いは、コミュニケーション能力ということが特に強調されているところでございます。

そのほか、先ほど申し上げましたように、社会の変化に対応するということで、情報教育とか、環境教育とか、ものづくりとか、キャリア教育とか、食育とか、安全教育とか、心身の成長発達についての正しい理解とか、こういったものを学校の実態や学校のさまざまな考え方に基づいて、どんどん充実させていきたいと思いますということが示されているところであります。これを全て丸ごと一から十まで全部、押しつけてやるというのではなくて、こういうものを各学校の地域や実態、子どもたちの様子、状況に応じて、メリハリを持って、しっかりと取り組んでいくことが提示されているということがございます。

したがって、これ以外のことをやってはいけないということでは、もちろんないわけですし、それぞれの実情に応じて、いろいろな工夫が待たれるところであるということでもあります。一つの提示として、こういったものが文部科学省から挙げられていますということです。

さて、授業時数が増えたということでございますけれども、これは簡単に申し上げますと、小学校では一、二年生で週2コマ。2コマということは45分が2回、2コマ、ふえました。ということで、3～6年生は週1時間ということで、ざっくりと申し上げますと、6年間で国語、社会、算数、理科、体育の授業は、約1割ふえましたということでございます。

中学校は、週当たりの授業時数が各学年で週1時間増加しました。これもざっくり申し上げますと、国語、社会、数学、理科、保健体育、英語の授業が3年間で1割ほど増加したということです。

ただ、私の個人的な見解としては、授業時数が多くなることは、ひとつ、いいことなのかもしれませんが、では授業時数がふえたから、必ずしも学力が上がる保障があるかということ、私はそれよりも、もちろん授業時数を保障することは大事なことです。が、中身が大事かなというような気持ちも同時に持っております。

特に増えた時間は、要するに詰め込んでたくさん覚えさせようではなくて、つまづきやすい内容を繰り返し、繰り返し、要するに理解が十分得られない子どもについては、しっかりと学習させましょうということですね。

場合によっては、観察とか実験とかレポートとか、こういったものをしっかりとつくらせるとか、論述させるとか、文章を書かせるとか、こういったものに時間を使うことが望ましいということが示されています。

ですから、ただ単に知識の詰め込みのための授業時間が増えたという発想ではござ

いません。

連携・協力は、さらっといかせていただきますが、子どもは学校、家庭、地域のこの三つのフィールドで生活をしているわけです。もちろん、その家庭の状況とか、さまざまなことから、どのあたりに比重があるかというのも、いろいろあると思いますけれども、この三つがやはりしっかりと連携してこそ、子どもの健全な成長がうまく実現することができるであろうと。

文部科学省は、こういう中で家庭教育支援ということで、関係諸機関との連携であるとか学校支援地域本部、安全パトロールを充実させるとか、放課後の子どもの支援、子ども教室とか、こういったものをどんどん取り入れて、子どもたちが、または保護者が安心して子育てをできるような仕組みを、これからどんどんつくっていきましようというようなことを打ち出しているということです。

先に進めさせていただきまして、この改訂をめぐるということで、皆さん方にお話をさせていただきたいのですが、今、平成20年版、これが去年から小学校、今年から中学校がスタートしたのですが、お話ししたように、「生きる力」。これは、前回からの踏襲で、平成10年版も実は「生きる力」であったのですね。この「生きる力」、人によっては、「いや、大事だから、またもう一度、生きる力なんだ」という方もいますし、ちょっと口悪い方は、「いや、10年でだめだったので、もう一回、生きる力なのかな」というような、やゆした言い方もありますが、いずれにしても「生きる力」というのは非常に重要であります。

しかし、この10年、20年、今後と考えていきますと、ずっと「生きる力」が大きなキーワードになっているわけです。実は、その10年前のキーワードは何だったかと申しますと、「新しい学力観」というものであります。

実は、「新しい学力観」というのは、「古い学力観」という言葉はないのですけれども、「新しい学力観」というのは、ここに示す「関心・意欲・態度」ということなのですね。それまでの学力はどちらかというと、知識・理解の量ではかります。ペーパーテストをやったら、どれだけの点数をとれますかということですね。しかし、ここではどれだけ事に対して関心を持てたか、よく覚えていたか、そして、どういった態度がとれるか、こういったことが重要です。これが実はペーパーテストではちょっとはかりづらいものなのですが、こういう中から、今から20数年前に小学校では生活科というものが新しくできました。

昭和52年、私が今から30年以上前に教員になり立てのころには、このゆとり教育でした。今、ゆとりを転じて授業時数の増加ということになりましたが、時間数の大幅な削減とかがありました。

私が申し上げたいことは、学校教育の確たる成果があったのか、ということですね。学校ってあんまり変わっていないのではないですか。教育と医学の違いという言い方をここに書きましたが、どうでしょうか。委員の皆様、お医者さんに行ったりしますと、結構、同じ病気でかかると、1年、2年たつと、「あっ、薬が変わったな」とか、「検査方法が変わったかな」とか、かつて、インフルエンザは結果が出るまで四、五日かかったけれども、今はその場で出るとか、非常に進んでいます。

教育と医学は同じには語ることはできませんが、教育は果たして医学と同じように進んだか。もちろん、実は教育、変えていいところもあれば、やっぱり昔ながらに、しっかりと昔の伝統を守ることも大事だと。よく不易と流行と言いますけれども、このバランスがいかなるものなのか。

今回、委員会での討議を、こうした学校教育に対する期待も、どういったところに視点を置くかということも大事なことだと思います。ただ、私はただ単に変えればいいということを行っているわけではございません。その不易と流行のバランスをどうとっていくのかということだと思います。要するに学校教育は社会の変化に正対しているのかという厳しい目で見ていくと、果たしてこの学習指導要領の変遷からすると、どんな答えが返ってくるのでしょうかということです。

実は、教育改革への取り組み、明治以来、教育は常に改革の連続と言われております。特に大きかったのは臨時教育審議会が、昭和59年に社会の変化への適切な対応ということで、どうも学校は閉鎖性、硬直性があって、あまり変わってはいないのではないかと。そこで個性重視の原則とか開かれた学校とか、あえて私の立場では触れませんが、こういう中から生涯学習社会への移行というのが、かなり色濃く打ち出されたわけですね。

しかし、その成果というのは、この臨時教育審議会からもう四半世紀たっておりますけれども、開かれた学校とかいろいろ言われたが、どこまで変わったのかということ、成果のほどは、少し寒い状況はあるのかなという見解を私なりに持っております。

最後に、目的と方法の峻別ということについて、一つだけお話をして終わりたいと思います。

私ども教育を進めていく際、また今回、振興計画をつくるに当たって、目的と方法というのをしっかりと見据えていく必要があるのではないかなと思っております。

目的というのは、常に子どもたちに健やかな成長、今日で言えば「生きる力」をどう育んでいくかということが極めて重要なポイントになろうかと思えます。

いろいろな言い方があります。そのために学力を高めていこう、そのために心の教育を推進していこうとかと、あるわけですがけれども、究極は何かといえ、子どもた

ち一人一人がどれだけ高まっていくか、どれだけよりよい成長を果たしていくか、これが目的だと思います。

そのために先ほど冒頭のご挨拶の中でもお話をさせていただきましたが、その方法として、特色ある教育活動の展開が今求められていると思います。

例えば、小中一貫教育とか、環境教育とか、国際理解教育をととか、食育を行うとか、いろいろあります。どういう方法をとるかは、教育委員会であるとか学校であるとかの考え方、そして、地域の実態も十分見据えていく必要があります。これはあくまでも方法です。

しかしながら、残念ながら、この日本のさまざまな地域の教育改革を見ていると、この方法と目的がごっちゃになっている状況が見受けられると思います。すなわち、小中一貫教育をやるためにという、それが目的化してしまっているようなところがありはしないかとか。すなわち、小中一貫教育をやるのは、子どものよりよい成長を果たすために行うわけでありますので、あくまでもそれは方法であります。

学力調査の例を挙げますと、私は学力調査の目的と方法、これを誤っているというのがその最たるものだと考えております。多くの地区では、この学力調査を誤った使い方をしていると思っております。

例えば地区別の順位を競うのは、あまり意味のない誤った方法だと思っています。それは例えば皆様方が人間ドックに行ったとします。今日の点数は何点ですか、何番ですかと聞かれているのと同じことです。人間ドックに行って大事なことは、胃の検査をしたら胃がどういう状況なのか、血液の検査をしたら肝臓の数値がどうなのか、心電図を撮ったら心臓がどうなのか。すなわち学力調査というのは、それぞれ読解力はどうなのか、数的処理として計算力はどれだけついているのか、そうした一つ一つのことについて、その達成度を見るわけで、平均点を見ても、その子の確たる学力をはかるということではできません。人間ドックでも一つでも致命的なものがあれば、死に至るわけです。すなわち平均点でものを語るほど、愚かしい教育改革は私はないと思っています。

ただ、私は学力調査は必要だと思います。なぜかという、正しい使い方をして、そして、前年よりもその子が少しでも高まっていくように、各学校が学力調査の中身をしっかりと受けとめて指導を改善する。子どもにはしっかりと学びのアドバイスを。言うなれば、読解力が低ければ朝読書をやりましょうとか、数的処理が十分でなければ、例えばドリルをどんどんやって計算力をつけましょうとか、そのような正しい使い方をしていくことが大事であります。

私は、本委員会で葛飾区の教育計画を立てる際に、目的は何なのか、そして、どう

いう方法をとるべきなのかということ、誤った時流に乗って、あそこがこうしているから、ああしているからではなくて、地に足がついた、まさに今、教育長が言われましたように、葛飾に誇りの持てる子どもを育てていけるような計画を立てていくことが、私は急務ではないかなというふうに思っているところであります。

教育基本法改正の第17条に、この本振興計画の趣旨が出ております。

大変言葉足らずでございましたけれども、私からの説明は以上で終わらせていただきます。

○教育計画推進担当課長 小林委員長、ありがとうございました。

続きましては、社会教育分野における課題につきまして、朝岡副委員長よりお願いいたします。

○副委員長 ただいまの小林委員長の本当に思いのこもった、示唆に富んだご報告の後に、私がお話するのは本当に大変なのですけれども、「社会教育・生涯学習の動向と課題」ということで、お話をさせていただきます。

このレジュメをつくっているときに、小林委員長と同じように文部科学省の社会教育政策を少し見直してみようかなと思ったのですが、学校教育ほどに、文部科学省が社会教育、生涯学習に関して、明確な政策を体系的に持っているかどうかと考えたときに、少し不安になりました。これは研究者の間でも議論の余地があるかと思えますけれども、ないわけではもちろんないのですが、先ほどお話がありました、臨時教育審議会以降、生涯学習という概念がしばしば社会教育にかかわって使われるようになります。

その中で、この社会教育と生涯学習、二つの概念を並べるとというのが最近の我々のやり方になっていきますけれども、厳密に言うと、社会教育と生涯学習というものは、もともと違うものであるとお考えいただきたいということが一つです。

その意味では、生涯学習以前の社会教育政策は明確なものがあったのですが、生涯学習になってから、どうも曖昧になってきているのではないか、あやふやになっているのではないかというのが、私の一つの考え方で、社会教育、生涯学習に関して政策動向を追うというよりは、この際、皆さんに社会教育、生涯学習は何のためにあるのかということと一緒に考えていただきたいと思い、報告をさせていただきます。

最初に取り上げさせていただいたのは、ユネスコの学習権宣言という文章です。これはつくられてから30年ほどたっているのですが、とても大好きな文章というか、非常にこれはすばらしい文章だなというふうに思って、よく紹介しています。例えばこんなことが書いてあります。「学習権とは、読み書きの権利であり、問い続け深く考える権利であり、想像し創造する権利であり、自分自身の世界を読み取り歴史をつづ

る権利であり、あらゆる教育の手だてを得る権利であり、個人的・集団的力量を発展させる権利である」

これは詩のように分節されて書かれていて、もう少し見た目が読みやすくなっているのですけれども、非常にすぐれた表現になっています。

つまり、この学習権というのは、決して社会教育だけの話ではなくて、学校で学ぶ子どもたちも含む社会教育、学校教育両方に共通した概念として、ここでは考えていただいているのではないかと、ご紹介させていただいています。ここでの学習権というのは、生涯学習権であるというふうに見ていただいてもよろしいかと思います。

その後、こういうふうが続いていくのですが、「学習権は未来のためにとっておかれる文化的ぜいたく品ではない。それは生き残るという問題が解決されてから生じる権利ではない。それは基礎的な欲求が満たされたあとに行使されるようなものではない。学習権は、人間の生存にとって不可欠な手段である」と。この後、私が最も好きな文章がまたつながってくるのですが、今日は時間がないので書きませんでした。例えば紛争が起こっている地域で、まず戦争をやめること、生き残ることが最優先ではないか、教育権や学習はその次じゃないかというのが当たり前のようと言われるのですが、いや、戦争をやめるためにも、まず教育、学習が必要なのだと。

それから、飢えが支配して食べる物がなくなるときに、まず教育というのではなくて、食べ物をつくることから始めるべきではないか。でも、この学習権宣言の文章を読むと、まず学ぶことから始めるべきだ、こういうふうにするんですね。この言い方は、ここには書きませんでした。先週、会津若松に行ってきたのですけれども、戊辰戦争後の会津若松の状況もそうですし、私のふるさとであります新潟県の長岡——長岡藩も戊辰戦争で負けて、米百俵という逸話が残っているところなのですけれども、やはり苦しいときほど教育にという考え方につながるものだろうと思っております。

枠組みの話をしただけさせていただきますと、社会教育・生涯学習を支える法律と制度として、代表的なものとして、社会教育法を少し取り上げさせていただきます。

この法律はかなり頻繁に改正され、この法律がなぜ、いつ、どう改正されたのか追うだけで、時間がかかってしまいますので、むしろ何が残っているのかということで、とりわけこの教育振興基本計画において重要であると思われるものを私が選び出したと見ていただきます。

まず、第2条に定義が書かれております。これはいろいろなものが実は間に入っているのですが、要は「学校教育以外の青少年及び成人に対する組織的な教育活動を社会教育という」と、明確に社会教育を規定しております。

それから、特徴的なのは、第2章が社会教育主事及び主事補という規定になってお

りまして、これは社会教育主事という専門職が配置されている。専門職がいるということなのです。つまり、学校に教師がいるように、社会教育においても社会教育主事という専門職がいるという前提のもとに進められているということです。ですから、葛飾区にも社会教育主事の発令を受けた専門職員がおられるわけです。

第3章に社会教育関係団体という規定がありますが、この規定が非常におもしろいと思うのは、教育委員会を初めとした行政と市民団体の代表である社会教育関係団体との関係を、明確に事細かに規定しているという点にあります。引用させていただいたのは、見ていただけるとわかると思うのですが、例えば、公の社会教育関係団体というのは、「公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」をいうと書いてある。これは読めばそのとおりだなと思うのですが、公の支配に属さないということがポイントなのですね。つまり、今でいうNGO、NPOに当たるものだというふうに考えていいわけです。つまり行政の下請けや行政の関連団体を社会教育関係団体とは言わないということなのです。それだけの自立性を持っているものだとご理解いただければ。

それから、社会教育関係団体と教育委員会等の行政機関との関係で言いますと、「団体の求めに応じ、専門的技術的指導又は助言を与えることができる」と書いてあります。これも読めばそのとおりとしか言いようがないのですが、大事なことは、専門的技術的な指導や助言に限られているという読み方が大事だということです。もっと介入的な、行政の都合に合わせた介入的な指導、助言、これは命令という言い方が、もっと強力なものもありますが、そういうものではなくて、あくまでも指導、助言であるということです。

そして、さらに教育委員会以外の行政機関に関しては、「不当に統制的支配を及ぼし、干渉を加えてはならない」ということも明確に書かれています。ここに教育行政機関と一般行政機関とのかかわり方の違いがはっきりと規定されているという特徴があります。これをどういうふうに考えるのかは、議論の余地のあることですが、しかし、法律で長年にわたり、この規定がここに残っているということの意味をどう考えるかということが、大事なことだろうと思います。

そして、ほかのところでは、社会教育委員の規定や公民館の規定、学校施設利用の規定、通信教育の規定を含めて、社会教育法という法律ができていたのだということです。もちろん、このほかにも生涯学習振興整備法等々の幾つもの法律がありますけれども、代表例として社会教育法をご紹介させていただきました。

そして、生涯学習の拠点ということで、施設の職員について少しだけ触れさせていただきます。いきなり施設の職員と言いながら、枚方テーゼといわれている文章を出

すのはどうかとは思いますが、これは行政が行う社会教育の性格づけを、ちょっと古い文章なのですが、非常に鮮やかに描き出しているところがあります。

例えば、「社会教育の主体は市民である。社会教育は国民の権利である。社会教育の本質は憲法学習である。社会教育は住民の自治の力となるものである。社会教育は大衆運動の教育的側面である。社会教育は民主主義を育て、培い、守るものである」、こういうふうにもう50年も前ですけども言われて、これを尊重しながら、戦後、社会教育というものが進められてきたという事実があるわけです。この限りでは、どなたも恐らく否定はできないと思うのですね。ここに書かれたこと自体についてはですね。これをどう現代的な状況の中で発展させるかということが鍵だというふうにご理解いただければ。

そして、代表的な施設を幾つか挙げさせていただきましたが、公民館、それから図書館、博物館、コミュニティセンター、スポーツ施設、文化施設等々、たくさんの施設が、いわゆる社会教育施設というくくりの中で位置づけられています。

当然、先ほど社会教育行政における専門職として、社会教育主事が位置づけられたように、ちょっと法律上の言い方は違うのですが、公民館には公民館主事、それから図書館には司書、博物館には学芸員という、それぞれの専門職が法律によって規定されております。こういう専門性を持った職員によって、各社会教育、生涯学習の拠点施設が運営されているというところを見落としてはならないと思います。

それから、学びの場と主体ということで、では社会教育の実践というものはどういうものなのかということ、項目を挙げたら、これだけあるという話なのですが、これを見て皆さん何をお思いになるのかということ、逆に私のほうがお聞きしたいところなのですが、要は、ここに入っていないものを探すほうが難しいということ、私は申し上げたかったのですね。

つまり、社会教育、生涯学習という枠組みの中では、全ての区民の生活の営みが網羅されているのだとご理解いただければ。できないことは原則的にはないと見ていただければ、よろしいかと思います。

最後に、社会教育・生涯学習の課題と可能性ということで、お手元に、お帰りになってお時間があるときにお読みいただければ結構ですけども、私が『月刊 社会教育』という雑誌に先月書かせていただいた原稿を、そのまま印刷していただきました。葛飾区で教育振興基本計画を策定するに当たり、学校教育の分野でもそれぞれキーワードとなるものがございますが、私は社会教育、生涯学習という視点から考えたときに、この「ふるさと」という言葉を大事にして考えてはいかがかというご提案をさせていただきたいと思っています。

それはどういうことかという、50年ほど前まで、日本人はふるさとというものを持っていました。その代表例が寅さんだろうと思います。寅さんのふるさととは、葛飾柴又であると。これは一体何かというと、寅さんを育み、育て、そして、寅さんをつなげた人々がいるということが、実はふるさとの定義なのですね。私たちは単に地方から東京のような大都市に住居を移しただけではなく、そういう人と人とのつながりを失ってしまったということ、どう考えるのかということだろうと思います。

結論を先に申し上げますと、大都市部であったとしても、葛飾区であったとしても、寅さんのような人と人とのつながり、いわゆるふるさとにおける人間関係をきちんとつくっていかないと、教育は成り立たないし、地域も成り立たない。ですから、ふるさとをぜひともキーワードにして考えていただきたいと思っています。

その事例として幾つかの項目を挙げておりますが、二つ目に書いておりますのは、これは統計的に見ていけば歴然としているのですけれども、小学校と公民館はどんどんどんどん減っております。これは子どもが少なくなったというような事情もあるのですけれども、実は学校区という単位の意味がだんだん薄れてきているということの意味しております。公民館は葛飾区にはございませんが、大体、中学校区ないしは小学校区に一つずつ位というのが標準です。ですから、小学校が減っていくのと公民館が減っていくというのは、それなりに対応する関係があるわけですけれども、やはり学校区という単位をもっともっと積極的に活用するべきだろうと思います。

そして、もう一つ、視野に入れておかなければいけないことは、地域を果たして市場に置き換えていいものなのかどうかということです。指定管理者制度の導入の問題について、いろいろ議論されておりますけれども、最後に書かせていただいたように、「地域の教育施設」というのと「儲かる施設」というのは同じ概念かということ、もう一回、考える必要がある。やはり、儲かる施設というのと教育施設というのはちょっと違うのではないかという、当たり前といえば当たり前のことなのですけれども、そこからもう一度、地域教育の問題を考えていただけないだろうか。

そして、そのときにぜひとも、社会教育の先ほどこだわりのようなものをお話しさせていただきましたが、社会教育には地域主義という伝統がございます。それはどういうことかという、例えば公民館というものを設置できるのは、都道府県や国ではありません。行政機関では唯一、市町村だけが公民館を設置できます。何で東京都が設置できなくて市町村は設置できるのか。これは市町村の行政単位が小さいからです。それだけ生活に身近な単位で公民館を初めとした社会教育施設が配置され、そして、そこを拠点に住民が、子どもも大人も、若いも若きも、男も女も、みんなが学ぶ場をつくっていく。これが社会教育で非常に重要なことだと考えられるからです。

その意味では、広域合併が進んでいる中で、いろいろな自治体が地域自治区という概念、これ、地方自治法上の規定があるのですけれども、あえて合併したのに、その自治体の中に幾つもの自治の単位をつくっていく。これは過疎地だけではなくて、都市部でもこの地域自治区に当たるものが必要だという議論が今ありまして、非常に目を見張るような成果も上がっています。

ぜひとも、こういうことを視野に入れていただきながら、葛飾区の教育振興基本構想を策定していただければと思います。

以上です。

○教育計画推進担当課長 朝岡副委員長、どうもありがとうございました。

それでは、グループ討議についてご説明をさせていただきたいと思います。

皆様から多くの意見を伺いたいのので、三つのグループに分かれていただき、葛飾区の教育全般につきまして幅広く意見交換をしていただきたいと思いますと考えています。

内容につきましては、学校の教育、社会教育、地域教育のテーマを三つ取り上げまして、ご意見の出し合いをしていただきたいと思いますと考えています。

討議が終わりましたら、各グループの学識経験者の皆様方に、グループで挙がりましたご意見の発表をお願いして、情報の共有を図っていきたいと考えています。

お手元にグループ分けの名簿を用意させていただきましたので、お願いしたいと思います。

グループ討議の会場の準備のため、5分間の休憩とさせていただきます。

申しわけございませんが、グループ討議でございますので、教育長や職員は、退席させていただきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

時間といたしましては、3時ちょっと過ぎぐらいまででよろしく願いしたいと思います。

(3グループに分かれて討議)

○教育計画推進担当課長 では、こんなお話があったというような内容、主旨を、5分ぐらいずつお話をさせていただきます。

○A委員 それでは、第1グループから発表します。

初めに、学校教育についてということで、それぞれのお立場からこういうことが取り上げられればいいなということで、お話をいただいたわけでありまして。

その中で出てきたものは、例えば、最近コミュニケーション能力が重要だということとは先ほどのご説明にもあったというようなことで、外国語活動が出てきたというこ

ともあるけれども、国語力、国語というものを大事にしていきたいという意見。

それから、地域とのかかわりを大事にしてもらいたい、学校と地域がやはり一体となって進んでいくことが大事なのだと。

さらには、先ほど知・徳・体という話があったけれども、特に体力が大事だと。しかも、体力というのは特に自主的にというか、言ってみれば、自分から進んでやるということが大事なのだと。これはどちらかという社会教育のほうで出た内容なのですけれども、学校では指導者によってまちまちなので、ぜひそういった指導者の充実なんかも含めて、葛飾では、知・徳・体の「体」の部分をぜひ強調していただきたいという方向のお話もございました。

さらには、いわゆる幼児教育の重要性。学校教育というどうしても小学校、中学校、高校と思われがちですけれども、法的にも幼稚園からもう学校ということであるわけです。そういう点では幼児期からどういった力をつけていくか。特に、幼児期から自尊感情を培っていく重要性を踏まえて、策定する計画の中でしっかりそういったものを位置づけることが大事なのではないかということ。

また、今後、学校選択制ということが本区でも推進されているということですが、こういったことに関しても今回よく、その効果とか、その他についてしっかり検証していく必要があるのではないかというようなお話もございました。

それから、このグループでは、社会教育、さらには地域教育という順番で、ちょっと順番を変えて、社会教育についてお話を進めました。特に先ほどお話ししたように、みずから進んでやること自体が、やはり特に体を動かすという点では、心身ともに健康な人をつくっていくという意味で重要なので、幼児期から一貫して自主性というのが、特に年配になっても重要なのだということ。

さらには、地域のネットワークの大切さというのが出てまいりました。ネットワークという点では、地域ではふれあい運動会とか、そういうことをいろいろやっているけれども、最近では人数も少なくなってきたということもあるので、ただ形式的にやっているのではなくて、今後はそういったものを区民のためにどのように再構築してやっていくかということ、しっかりと計画の中に反映できるようなものがあれば望ましいという話もございました。

最後に地域の教育に関しては、十分な時間がとれませんでしたけれども、その中でも強調されていたのが、人と人とのつながりを大切にするということです。地域の大切さ、地域のつながり、特に避難訓練のお話が出ました。震災とともに、改めて地域の重要性ということが見直されたので、そうしたものを葛飾の教育の延長上でどのようにしっかりと組み込んでいくことができるのか。そのようなことが出てきました。

以上です。

OB委員 それでは、第2グループのご報告をさせていただきます。

実は、事務局の指示を無視して、テーマを分けずにずっと同じ話をしておりました。自己紹介を兼ねて、それぞれの委員さんがこの計画策定に当たってどういうことにこだわっておられるのかということ、近況も含めて最初にお話をいただきました。

その中から、このグループのメンバーは、民生委員児童委員の方、青少年委員の方、体育協会の方、PTAの方。それから、総合型地域スポーツクラブの方。そういう意味で言うと、学識経験者以外は学校と直接かかわるというよりは、学校の外側で学校を支えると言いますか。そういうスタンスの方が多かったということもあって、お話をいただいている中で、幾つか、非常に大事な事実というものが指摘されました。

その中で、例えば、葛飾区には子ども会がほとんどなくなってしまっていると。これでいいのだろうかという問題提起がございました。それはどういうことかということ、先ほども話題になったように、学校選択性の可否についてはともかくとして、地域の子どもたちが地域の学校に通わなくなっているのです。そうすると、子どもを介して大人同士がつながるという方法がほとんどなくなってしまっている。ましてや地域ごとに子ども会——必ずしも子ども会である必要はないのかもしれませんが、子ども同士がつながり、それを通して親や教師、地域全体がつながっていくという枠組みがなくなってしまうと。やはりここに一つの大きな問題があるのではないかというお話が出てきました。その中でジュニアリーダーの問題やPTAの問題等々、いろいろな問題が出てきているのではないかというお話だったと思います。

教育振興基本計画を策定する上で、地域の、コミュニティとしての力をどのようにこの計画の中で生かして、盛り込んでいくのか。それが非常に大きな課題であるということ、これを改めて実感させられました。

議論の中で、恐らく、また出てくるかもしれませんが、今申し上げたように、何とか地域の子ども組織を再生させていくということが非常に大きな鍵であろうという話になったと思います。

そして、議論の中で、先ほど教育長さんのお話にあった、どうすれば自信と誇りを持てるのか。なぜ自信や誇りを子どもたちが失っているのかという話の中で、たまたまC委員は校長先生もやられたというキャリアがあったものですから、お話を聞いていたところ、やはり人間関係がうまくできていないと。それから、意欲がないと。つまり、大人が子どもと一緒に何かやる機会というのがほとんどなくなってしまっているというのが非常に大きな問題ではないかという話になりました。

私も実感があるのですけれども、どうも、どこでも都市部はとりわけそうですけれ

ども、まず子どもが孤立している。そして、子どもが孤立していると親も孤立しているという。そして、最近では教師も孤立しているのではないかと。つまり、孤立しない、させないという教育のあり方、地域教育のあり方というものがある一つの大きなポイントではないかという話になったかと思えます。

そして、最後、10分ほどあいさつ運動の話を皆さんでしていただきました。挨拶はするのだけれども、果たして挨拶の心がこもっているかどうかというお話だったわけです。私はそれを、お互いに尊重する、お互いに尊重し合う精神と言いますか、そういうものがあるのかどうかということのような気がしてお聞きしていただきました。つまり、目上、目下、先輩、後輩、いろいろな関係があるのですけれども、しかしながら、お互いを個人として、人として、ちゃんと尊重しているかどうかは挨拶につながるのだらうと思うのです。話の中では、部活のときや、小学生のときはちゃんと挨拶するのに、中学校に入った途端に挨拶しないと、部活の外の人とは挨拶しないと、こういう不思議なことがあるのはなぜだろうとか。あと、挨拶しない子どもの親も挨拶しないというような話があって、やはりこれは家庭教育という考え方もあるけれども、地域でともに暮らしていく、マナーの問題である。地域でのつながりがなくなっているということが、こういう問題を引き起こしているのではないかという話になったように思えます。

以上です。

OD委員 第3グループは、きちんと三つ課題をこなそうと取り組みました。

少人数だったので、自己紹介をして、いろいろなご意見をお持ちだと思われたので、それぞれ学校教育に話題提起をしたい人、地域教育に話題提起をしたい人、それから社会教育に話題提起をという、一応振り分けてお話をいただきました。

学校教育については、お二人の方から意見をいただいたのですけれども、最初に、生きる力というようなことが共通のキーワードとして出ているけれども、それは生きる力をつけさせたいという大人からの目線のような気がして、子どもたちにというのであれば、伸び伸びとした学校生活を送らせてあげたいなという、そういう率直なご意見が出たりしていました。

それから、教育長さんがおっしゃっていましたが、学力ということもあるけれども、もう少し豊かな心というか、自尊心を持ってというか、葛飾に対して誇りを持ったり、自分に自信を持つということも大事だと思っているということをやっと振って、ご意見を伺ったところ、「私もそう思う」という方がいらっしゃいました。

教科の学力を「見える学力」としたときに、その見える学力とともに、それ以上に「見えない学力」という言い方をしていましたけれども、自分の暮らしを振り返った

りするという、自分がどういうようなところで育って、今いるのかということを知るような学習、そういう「見えない学力」をつけるというのもすごく大事なのではないかと。これは示唆に富んでいるなと思いました。

そういうようなことを可能にするものとしてどういうような方法があるのかというと、やはり教師を育てるということが大事だったり、教師だけではなくて、学校長の経営能力が大事だと。E委員の方の経験も、元校長先生だったという経験を生かされて、そういうものも大事だということや行政の支援も大事ということをおっしゃっていました。

それから、意見がちょっと割れたのが、この前も出ていたのですけれども、教育と言ったときに、今は体罰禁止になっていますよね。でも、必要ならばというか、例として、巨人対日ハムのときの、澤村投手がデッドボールを出して、それに対して阿部捕手がつかつかつかと近づいてきて、コツンとやったらしいのですが、それこそ教育だという人がいらっしやったり、それに「ああ、そうだよ」と言う人と、「やっぱり、それは違うんじゃないの」と言う人がいたりして、結構いろいろな意見が出ました。これが学校教育でした。

次に地域教育では、それぞれ、二人からお話を伺ったのですけれども、いろいろ、自分がどういふかわかりをしているかということをお話くださった後、「どんなことをお感じですか」と言ったらば、若いお母さんとギャップを感じるというようなことをおっしゃっていました。

この前、少年の主張大会の地区予選大会があり、二十数名が発表すると。それぞれ、優秀賞とかを決めていくわけですけれども、その中で何人かの保護者の方が、「うちの子の点数はどうだったのか」と、内訳を聞きたいというような、そんなことを言うような保護者がいると。そういうことはできないということも伝えまして、でもそういうところからも見られるような、私たちからは考えつかないような対応をされる保護者。自分の子どものことを考えているというような意見も出ていました。

P T Aの代表の方もいて、その方から見てもちょっとどうかなと思う人もいるのだと。1から10まで丁寧に説明しないと、説明しないことに対しては疑問が出てしまうと。そういうP T A活動とかに積極的になかなかないで、自分の子どものほうを見ているというような意味なのですけれども。面倒くさいなというような意味も多少あるし、あるいは子どもが幼稚園に通っている間はいいいけれども、子どもを置いてまで活動するのはどうなのかなという、そういうような意識のお母さんたちが増えているのではないの？ そういうのが現状なのではないでしょうか、というような話が出たりしていました。そんなふうに、現状がどうなのかというようなこと。では、今後

の会議で、それに対してどうして行くかというようなことを話してもらえれば、というようなこととお話ししました。

それから、社会教育——社会教育と地域教育はかなりつながっているのですが、両方にかかわるのですけれども、社会教育の立場から感じていることというと、今、葛飾区は中小企業が多かったりして、そういう方たちが代を次の世代に譲って、少し余裕ができたりしている人もいます。いわゆる団塊の世代とか、シニア層、そういう人たちがかなりいるのですけれども、何か求めたりしている、寂しかったりしている人もいます。そんなのだけれども、なかなか一步を踏み出して活動の輪に加わるというところまでは行っていない人も多いため、そういう人たちをつなげたりしていくことが、そういうものはNPOとかNGOとか、そういう形で仲間の絆をつくっていくことで、葛飾区のいろいろな問題に対応できるのではないのでしょうかというようなこともおっしゃっていました。

それから、朝岡副委員長が言っていた、「ふるさと」ということもやはりすごく大事なテーマではないですかというようなことを投げかけたところ、そうですねと。葛飾区の寅さんというような、人と人とのつながりというものを目指していくようなことというのは、今後も考えていくことも大事なのではないのでしょうかというような話をしているところで大体時間になりました。

以上が第3グループでした。

○委員長 大変短い時間でしたが、委員の方々からいろいろなご意見を出していただきまして、ありがとうございます。この意見はできる限りまとめて、今後の計画の策定の中に生かして参りたいと考えております。

それでは、続いて、次第の5でございますけれども、事務局のほうから連絡がございましたら、よろしく願いをいたします。

○教育計画推進担当課長 今日は皆さんにお話をいただきまして、各グループに書記はつけたのですけれども、お一人お一人のご意見を一言も漏らさずにという形には、いきませんが、皆様のお話しされた趣旨はつかまさせていただきましたと思います。今日の貴重なご意見につきましては、教育委員会の各課に私のほうから伝えてまいりたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

次回の開催についてご連絡をいたします。次回は12月4日の火曜日、時間は午後2時からになります。場所につきましては、立石図書館の2階でございます「かつしかエコライフプラザ」の研修室です。ご予約をお願いいたします。

次回の内容は、7月に行いました私どもの学校教育や生涯学習関係のアンケートなどをもとにいたしまして、現在展開してございます葛飾区教育振興ビジョン・生涯学

習振興ビジョンの検証結果についてお話をさせていただきます。多分、私のほうから30分から40分ぐらい、検証のお話をさせていただきます。それを踏まえていただき、また、今日のように今後の計画に盛り込むべき内容につきまして、委員の皆様から多くのご意見を伺って行って、計画をつくっていきたいと考えています。

私からは以上でございます。

○委員長 それでは、これで第2回の検討委員会を閉会といたします。委員の皆様、ご出席ありがとうございました。お疲れさまでした。